

日 薬 業 発 第 314 号
令 和 5 年 12 月 7 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について

標記について、厚生労働省社会・援護局保護課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が公布され、医療扶助においてオンライン資格確認を導入する期日を令和6年3月1日とすることとされました。

医療保険では、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（昭和32年厚生省令第15号）第3条において、「患者が電子確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認が受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない」とされております。

医療扶助においては、医療機関・薬局に対して同様の義務付けは定められていませんが、オンライン資格確認を行える患者である場合、患者だけでなく医療機関・薬局の事務負担等の軽減のため、オンライン資格確認の導入を促進するものです。

また、導入経費に係る助成金につきましては、診療報酬支払基金と申請期間の延長について調整を行っているとのこととです。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和5年11月30日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について

生活保護法(昭和25年法律第144号)による医療扶助の実施につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和5年政令第339号。以下「施行期日政令」という。)及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和5年政令第340号。以下「整備政令」という。)については、それぞれ本年11月29日公布され、別添のとおり、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長及び社会保険診療報酬支払基金理事長宛て通知を発出いたしました。

本改正により、医療扶助においてオンライン資格確認を導入する期日を、令和6年3月1日とすることとなります。

つきましては、ご多忙の折、大変お手数ではございますが、別添通知の趣旨に御高配いただき、貴会会員の皆様に対して周知をしていただくよう何卒よろしくお願い申し上げます。

【照会先】

厚生労働省 社会・援護局

保護課 保護事業室 医療係

TEL:03-5253-1111 内線 2829

MAIL:hogo-iryuu@mhlw.go.jp

社援発 1129 第 1 号
令和 5 年 11 月 29 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
社会保険診療報酬支払基金理事長

殿

厚生労働省社会・援護局長
〔 公 印 省 略 〕

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について（通知）

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 339 号。以下「施行期日政令」という。）及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 340 号。以下「整備政令」という。）については、それぞれ本日公布されたところです。

政令の主な内容は、それぞれ下記のとおりですので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 施行期日政令について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行期日を令和 6 年 3 月 1 日とすること。

第 2 整備政令について

1 改正の内容

- （1）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成 8 年政令第 18 号）について規定の整備を行うこと。（第 1 条関係）
- （2）生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）について、所要の規定の整理を行うこと。（第 2 条及び附則第 2 項関係）

2 施行期日

整備政令は、令和 6 年 3 月 1 日から施行するものとする。（附則第 1 項関係）

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案について（概要）

1. 趣旨

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号。以下「法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定の施行期日は、公布の日（※）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日と規定されている。

本政令は、法附則第1条第6号に規定する「政令で定める日」を定めるものである。

※ 改正法の公布日は令和3年6月11日

2. 内容

法附則第1条第6号に掲げる規定の施行期日を令和6年3月1日とする。

3. 施行期日等

閣議日： 令和5年11月24日

公布日： 令和5年11月29日

施行期日： 令和5年11月29日

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定が施行されることに伴い、関係政令について、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

○ 改正法に関して、

- ・ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する医療扶助において電子資格確認（改正法による改正後の生活保護法（以下「改正後保護法」という。）第34条第5項に規定する「電子資格確認」をいう。）を導入するため、医療の給付に係る被保護者等の情報の提供等の事務を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）に委託することができることとしたこと
- ・ 医療・介護情報の連結・解析の仕組みを、生活保護の受給者番号等（改正後保護法第80条の2第1項に規定する「受給者番号等」をいう。）を利用して行うことを可能としたこと
- ・ 改正法による改正後の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）が施行されること

を踏まえ、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）について、支援給付の一部について、支払基金等への事務の委託や医療・介護情報の連結・解析が可能となるよう改正を行うほか、所要の規定の整理を行う。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）について、所要の規定の整理を行う。

3. 根拠条項

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第7項

4. 施行期日等

閣議日： 令和5年11月24日（予定）
公布日： 令和5年11月29日（予定）
施行期日： 令和6年3月1日

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要 (赤枠は今回施行期日を定める分) (令和3年法律第66号)

改正の趣旨

「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、**現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築**するため、**所要の改正を行う。**

改正の概要

1. 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し

(1) 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上(※)であるものについて、窓口負担割合を2割とする。

※課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上)。政令で規定。

※長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間、1ヶ月の負担増を最大でも3,000円とする措置については、政令で規定。

(2) 傷病手当金の支給期間の通算化【健康保険法、船員保険法】

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

(3) 任意継続被保険者制度の見直し【健康保険法、船員保険法】

任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

2. 子ども・子育て支援の拡充

(1) 育児休業中の保険料の免除要件の見直し【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法 等】

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入【国民健康保険法、地方税法】

国民健康保険の保険料(税)について、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。

3. 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進(予防・健康づくりの強化)

○保健事業における健診情報等の活用促進【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 等】

① 労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。

② 健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする。

4. その他

(1) 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

(2) 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける。【国民健康保険法】

(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

等

施行期日

令和4年1月1日(ただし、1(1)は令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日、2(1)は令和4年10月1日、2(2)及び4(1)は令和4年4月1日、4(2)は令和6年4月1日、**4(3)は一部を除き公布の日(令和3年6月11日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日**)